

第99号
令和4年1月
福利

おきなわ

名護市屋部の海岸に昇る朝日
ペンネーム「てんじゅ」

Contents

- 【健康保険】退職後の健康保険制度について
マイナンバーカードの保険証利用について …… 2
- 【貸 付】退職・転出時の貸付金の償還について
教育資金の準備をおたすケロ（教育貸付け） …… 3
- 【年 金】退職時の年金手続きについて …… 4
令和4年4月から年金制度が変わります …… 5
- 【健康保険】令和3年度 検認（被扶養者に係る資格確認事務）について 6
- 【給 付】医療費のお知らせについて
出産費・家族出産費の支給額に係る改正について… 7

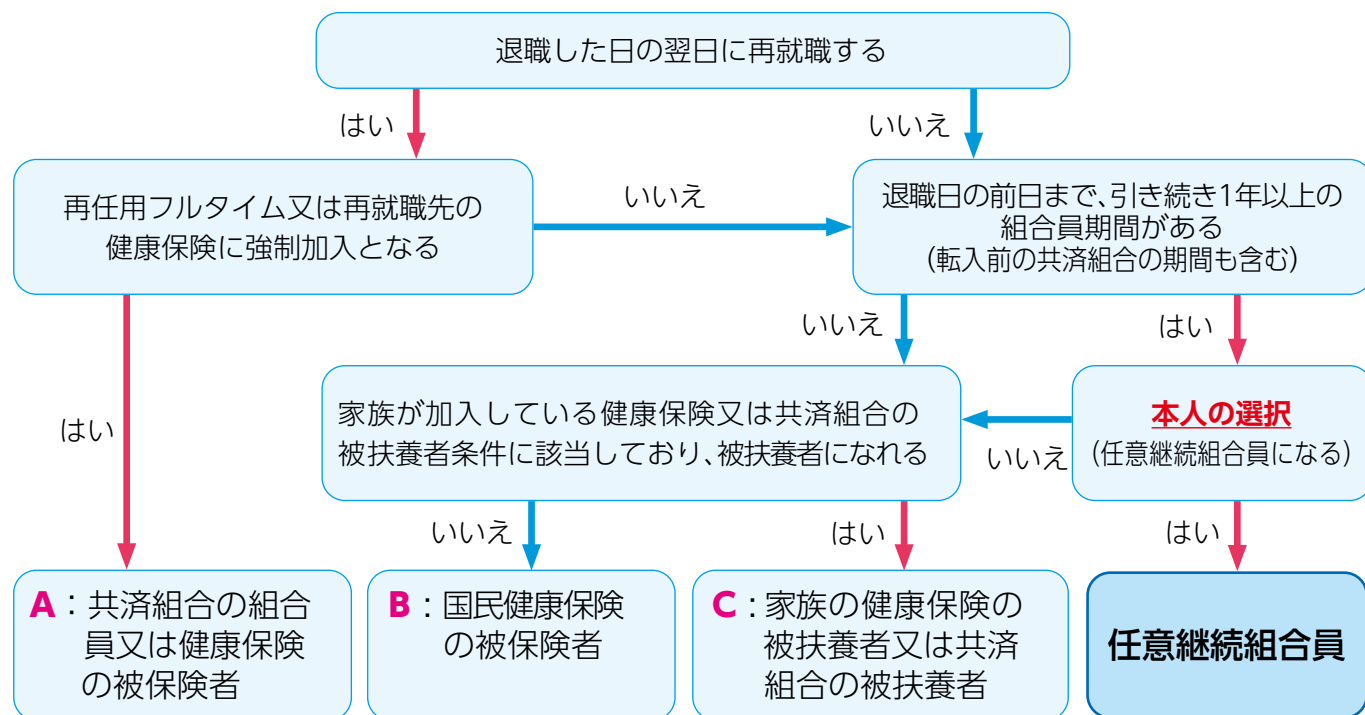
- 【保健事業】特定健康診査・特定保健指導のご案内
・令和2年度実績 …… 8
- もう一度見直そう、あなたの生活習慣！
福祉保険制度「ファミリー応援金」について …… 9
- 令和4年度 人間ドック等の申込みについて …… 10
- スポーツ施設のご案内
インフルエンザ予防接種はお済みですか？ …… 11
- 健康相談事業、マイナンバーカード取得推進など…12



退職後の健康保険制度について



退職すると退職日の翌日から組合員資格を喪失し、いずれかの健康保険制度に加入することになります。それぞれ手続きが必要ですので、質問に答えてあなたに合った制度を選択しましょう。



A : 健康保険の適用の有無については再就職先へご確認ください。

B : 国民健康保険料等詳細については居住市町村担当窓口へお問い合わせください。

C : 扶養認定の基準は各保険者により異なります。詳しくはご家族が加入している健康保険担当にご確認ください。

「任意継続組合員」とは？	退職後引き続き短期給付を受け、一部を除く福祉事業を利用できる制度で、最長2年間加入できます。
在職中と比べて受けられない給付	休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、傷病手当金附加金 ※傷病手当金、※出産手当金 (※在職中に支給事由がある場合に限り給付の対象となります。)
任意継続組合員になる要件	- 退職日の前日まで1年以上組合員である方。 - 退職日から起算して20日以内に申出と掛金の納付を行うこと。 ※詳しくは令和4年2月上旬に所属所へ通知します。



マイナンバーカードの保険証利用について

令和3年10月からマイナンバーカードを健康保険証として利用(オンライン資格確認)できる仕組みが本格運用されました。利用するためには、本人が事前にマイナポータル(政府が運用するオンラインサービス)で利用申込をする必要があります。

マイナンバーカードを保険証として利用して医療機関等を受診する場合、受診する医療機関が導入医療機関等であること及びマイナンバーカードに資格情報が紐付いていることをマイナポータルで事前に確認するようお願いします。

※詳しくは、厚生労働省ホームページ「オンライン資格確認・マイナンバーカードの保険証利用について」をご参照ください。



退職・転出時の貸付金の償還について

退職

退職時に未償還元金がある方は、退職手当から一括控除いたします。

なお、全額控除できなかった場合は、別途納付していただきます。お手続きは必要ありません。

転出

以下のお手続きが必要になります。

沖縄県市町村職員 共済組合へ転出	- 次の(1)～(3)いずれかの償還方法を選択しお手続きを行います。 (1)自己資金で全額償還 希望される方は、振り込み依頼書を送付しますので、事前にご連絡ください。指定期日までにお振込みいただきます。 (2)転出先の共済組合から貸付けを受け全額償還 「貸付金残高証明書」を送付しますので、転出先の共済組合へ提出し、貸付申込手続きをお取りください。 (3)転出先の共済組合を通じて、これまでと同様に給与から控除し公立学校共済組合へ毎月償還を継続(徴収嘱託制度) 「徴収嘱託申出書」を送付しますので、当支部までご提出ください。
地方職員共済組合 沖縄支部へ転出	
他都道府県の公立学校 共済組合へ転出	- 転出先の支部で引き続き償還が可能です。 (公立学校共済組合沖縄支部 貸付担当まで事前にご連絡ください。)
国家公務員共済組合 へ転出	- 原則、下記のいずれかの方法で未償還金を全額即時償還していただきます。 (1)自己資金で全額即時償還する・・・事前にご連絡ください。 (2)転出先の共済組合から貸付けを受け、全額即時償還する。 - 例外として、団信加入中の者に限り本人振込により当共済組合への償還を継続することができます。その際は「申出書」の提出が必要です。

教育資金の準備をおたすケロ

4月にお子様が大学等へ進学するという組合員の方も多いのではないのでしょうか？
公立学校共済組合の教育貸付けでは、入学または修学の費用を対象としています。
貸付シミュレーションもできますので、ぜひご検討ください。

シミュレーションは
こちらから



教育貸付け	借入限度額	利率	返済期間
	550 万円	1.32%	20年10か月以内

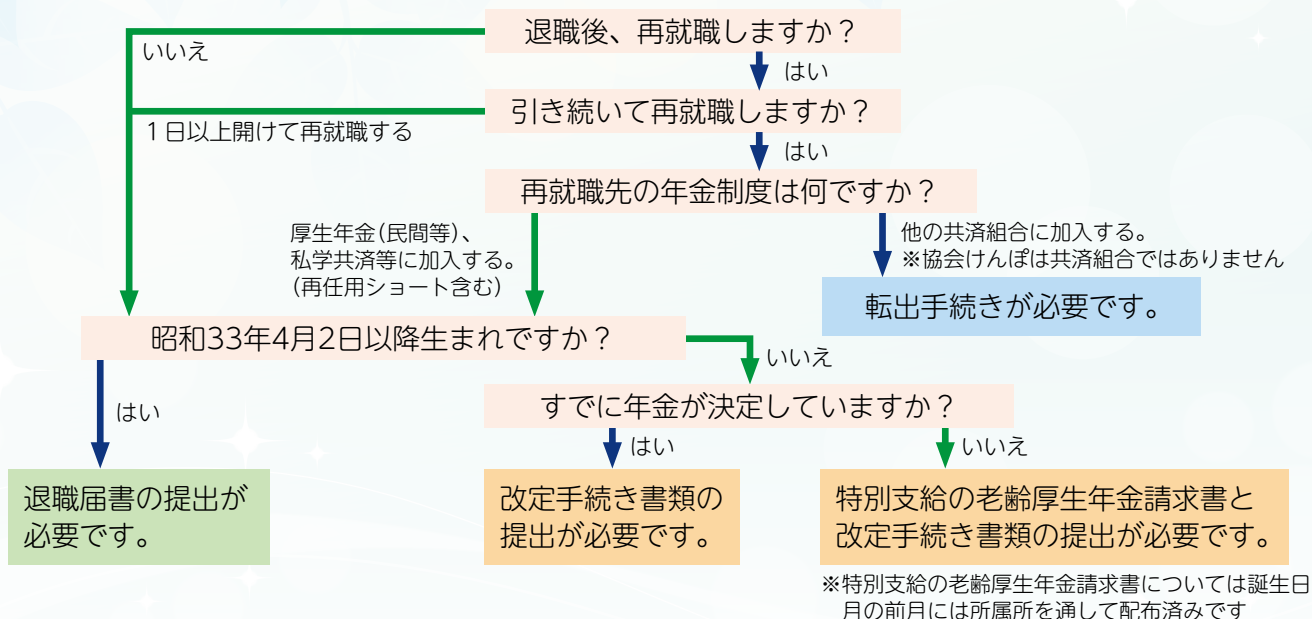
対象となる費用

- 教育機関への支払費用
 - ・入学金、授業料、その他諸経費など
- 転居に伴う費用
 - ・敷金、礼金及び家賃、寮費、引っ越し費用など
- 教育ローンの借り換え
 - ・民間金融機関等の教育ローン（カードローンを除く）の借り換え
 - ※上記費用は、おおむね 1 年以内に必要となるもので、翌年度以降の授業料や家賃については、1 年ごとに借り換えが可能です。
 - 注意事項や必要添付書類等の詳しい内容は当支部のホームページをご確認ください。
 - ※貸付けに関するお手続きは、所属所を通して当支部までご提出ください。



退職時の年金手続きについて

今年度末に退職される方は年金関係のお手続きが必要となります。質問に答えて必要な手続きを確認しましょう。



退職届書の提出について

退職される組合員の方(臨時的任用・会計年度任用職員も含む。)は、退職時に所属所を通して退職届書を提出する必要があります。

退職届書とは？

退職する組合員の将来の年金決定に備えて組合員期間や報酬額等を公立学校共済組合で登録するための書類です。

※退職届書は本務職員については令和4年2月に予定している退職予定者の年金等共済事務説明会で配布予定です。それ以外の職員については各所属所の事務担当者へお問い合わせください。

登録完了後に「年金待機者登録通知書」をご自宅あてお送りします。

「年金待機者登録通知書」は、将来年金を請求するときまで大切に保管してください。

改定手続き書類の提出について

退職される再任用フルタイムまたは定年が63歳以降で既に年金(退職共済年金・老齢厚生年金)が決定している方の場合(在職停止で年金が支給停止している方も含む。)は、退職届書の代わりに改定手続き書類の提出が必要です。

改定手続きとは？

既に決定している年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加えるとともに、追加される組合員期間の報酬額等を登録し、年金額の改定を行ったうえで年金の在職停止の解除を行う手続きです。

①退職時に必要な手続き

必要書類を対象者の所属所あて送付いたします。(3月中旬予定) 書類が届かない場合は公立学校共済組合沖縄支部へご連絡ください。

②年金支給までの流れ

受給者から書類をご提出頂いた後、4～5か月程で改定手続きを完了し年金支給開始となります。在職停止解除後の年金は処理完了後に4月に遡りお支払いします。

転出手続きについて

空白期間なく他の共済組合(国家公務員共済組合、地方職員共済組合、市町村職員共済組合、公立学校共済組合の他支部)へ再就職される組合員の方は、所属所を通して転出届を提出する必要があります。

令和4年4月から年金制度が変わります

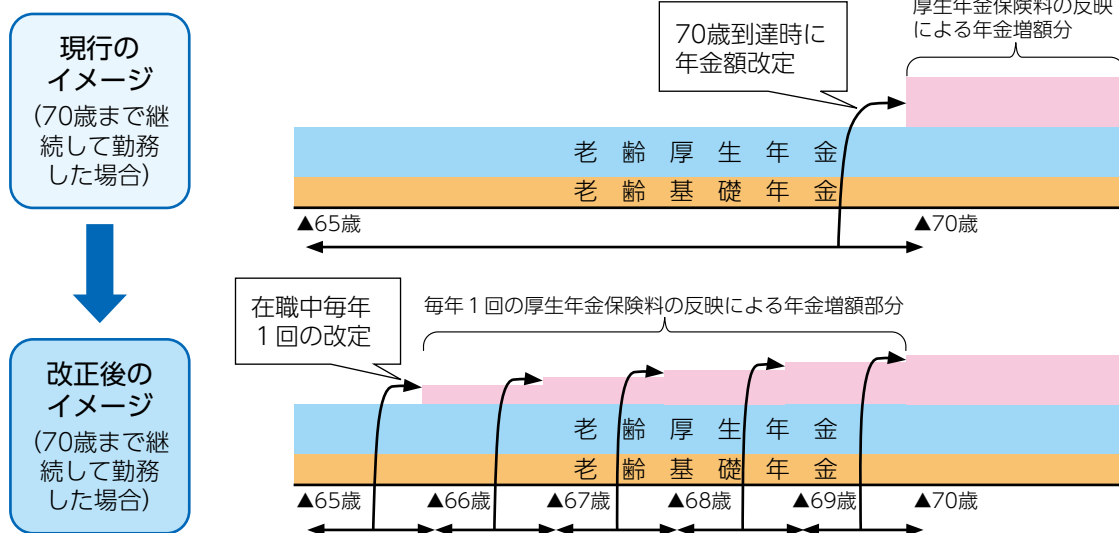
「年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に公布されました。この法律は、より多くの人々がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために制度の見直しが行われたものです。

下記では年金給付に関する令和4年4月施行の主な概要について紹介します。

■ 在職中の年金受給の在り方の見直し

1 在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年改定します

高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額の改定を毎年1回、定期的に行います。



2 特別支給の老齢厚生年金の在職一部支給停止基準額が変わります

昭和36年4月1日以前生まれの方に支給される特別支給の老齢厚生年金に対する在職老齢年金制度(在職中の年金の支給調整)について、支給停止とならない範囲が拡大します。

現行	65歳未満	支給停止額 = (収入月額※ - 28万円) × 1/2
	65歳以上	支給停止額 = (収入月額※ - 47万円) × 1/2
改正後	65歳未満	支給停止額 = (収入月額※ - 47万円) × 1/2
	65歳以上	

■ 受給開始時期の選択肢の拡大

1 繰下げ受給の上限年齢が引き上げられます

通常65歳から支給開始となる老齢厚生(基礎)年金の支給開始時期を66歳以降に繰下げる場合、繰下げ支給開始年齢の上限が70歳から75歳に引き上げられます。

2 繰上げ減額率が引き下げられます

老齢厚生(基礎)年金の支給開始時期を65歳より前に繰上げた場合の減額率について、一月当たり0.5%の減額から0.4%の減額に引き下げられます。

【例】昭和36年4月2日以後生まれの方が、60歳から繰上げ支給を請求する場合(金額は参考)

老齢厚生年金：120万円、老齢基礎年金：70万円、繰上げ期間：60月

減額率 老齢厚生年金額 老齢基礎年金額	現行	改正後
	▲0.5% × 60月 = ▲30% 120万 × ▲30% = 84万円 70万 × ▲30% = 49万円	▲0.4% × 60月 = ▲24% 120万 × ▲24% = 91.2万円 70万 × ▲24% = 53.2万円

令和3年度の検認(被扶養者に係る資格確認事務)について

令和3年度の検認にご協力いただきありがとうございました。

検認の結果、被扶養者の要件を欠いており遡って資格喪失し、医療費の返還請求が行われたケースが多数見受けられました。

被扶養者はもちろん、ご自身や家族(扶養義務者)の生活状況等についてこまめにご確認いただき、取消事由に該当した場合は速やかに取消の手続きを行ってください。

遡って認定が取消となった主な事例を紹介します。(令和3年度検認対象者 629名、資格喪失者 70名)

区分 (取消が多い順)	ご自身で 確認する時期	取消事由 (認定基準年額：130万円(月 108,334円)、障害年金又は 60歳以上の公的年金受給者は 180万円(月 15万円)。以下両方をさす場合「認定基準額」という。)
給与収入	給与を得た時	給与収入の増額により認定基準月額を3か月連続で超えた、もしくは採用当初から認定基準額を超える見込みがたった。 ○複数で働いている場合も、すべての給与を合算して考えます。 <u>月額と年額それぞれ注意が必要です。</u>
他の健康保険に加入した時	採用又は加入が決定した時	勤務先で健康保険に加入していた又は親が75歳よりも前に後期高齢者医療制度に加入していた。 ○ <u>他の健康保険に加入した場合は取消手続きが必要です。</u>
公的年金(老齢)	受給権発生時(支給開始年齢に達した) 年金額改定時(新たに老齢基礎年金の受給開始年齢に達した等)	公的年金(老齢)以外の他の収入と合わせた収入額が認定基準額を超えた又は超える見込みがたった。 ○ <u>受給権が発生する年、年金額が改定する年は注意が必要です！</u>
公的年金(遺族・障害)	受給権発生時(支給開始年齢に達した)	遺族年金や障害年金を受給していることの申告を怠っていた。 ○ <u>遺族年金や障害年金は非課税扱いのため、所得証明書には記載されませんが、収入として申告が必要です。</u> 遺族年金の支給開始により認定基準額を超えた又は超える見込みがたった。 ○被扶養者が60歳未満(他の公的年金無)の場合、認定基準年額は130万円です！(障害年金は60歳未満でも認定基準年額が180万円です)
個人年金 企業年金	受給権発生時(支給開始年齢に達した)	他の収入とあわせた額が認定基準額を超えた。 ○受給権が発生する年は、被扶養者に個人年金等の支給がないか注意が必要です！ ○ <u>個人年金(生命保険等や貯蓄型の個人年金等)や企業年金は公的年金ではないので、他に公的年金を受給していない場合、認定基準年額は130万円です。</u>
営業所得 農業所得 不動産所得	確定申告時(2～3月)	確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書を確認したところ、収入から必要経費を控除した額と他の収入の合計金額が認定基準年額を超えた。 ○ <u>確定申告における経費と被扶養者認定における経費とは一致しないため注意が必要です。詳しくは当支部HPに掲載されている「認定及び取消に関する提出書類」をご参照ください。</u>
別居の 父母等 への送金	年金額改定時(新たに老齢基礎年金の受給開始年齢に達した等) 給与を得た時	年金額の決定や増額により、被扶養者の収入と組合員からの送金額等の合計額に占める組合員の送金額の割合が1/3未満となった。 ○ <u>年金額が改定したり、決定したりする年は送金額不足になりやすいので注意が必要です！</u> 給与収入の増額により、被扶養者の収入と組合員からの送金額等の合計額に占める組合員の送金額の割合が1/3未満となった。 ○少額であっても、収入金額に変動があった場合は、 <u>送金額を再度確認しましょう。</u>
送金方法	送金時	別居の家族に送金ではなく直接会った際に現金を手渡した。 組合員名義の口座のキャッシュカードや組合員名義の口座から引き落とされるクレジットカードを渡した。 ○送金方法は、被扶養者へ送金したことが確認できるもの(別居家族からの領収書を除く、銀行の振込明細やATMのご利用明細書等の証明書等)を必ず記録として残してください。 <u>確認ができない場合は取消となります。</u>
共同 扶養	扶養義務者の収入の増額又は組合員の収入が減額になった時	子が被扶養者の場合、配偶者の収入が増え、組合員の収入を上回った。 組合員が休職し(育児休業を除く)配偶者の収入が組合員の収入を上回った。 ○原則、年間収入の多い方が扶養者となります。

※上記以外にも取消事由や例外がありますので、気になる方は当支部HPをご参照ください。

医療費のお知らせについて

組合員及び被扶養者に医療費の額を具体的に理解いただき、各人の健康管理に寄与するとともに、医療費の適正化に役立たせることを目的として、毎年度「医療費のお知らせ」(以下「医療費通知」という。)を発行しています。

医療費通知の内容及び発送時期

令和2年11月から令和3年10月受診分の医療費等を記載した医療費通知を、**令和4年2月中旬頃に各所属所あて発送予定**です。

Q1 令和3年11月から12月に受診した医療費が医療費通知に記載されていないのはなぜか？

- A 医療費通知は、医療機関から届いた診療報酬明細書(レセプト)等に基づき作成を行っていますが、医療機関からレセプトを受領し確定するまで3か月以上かかります。そのため、通知に記載できる医療費は令和3年10月受診分までとなります。



Q2 対象期間内に受診した医療費が医療費通知に記載されていない場合や、記載はあるが実際に負担した金額と異なる場合があるのはなぜか？

- A 医療費通知に反映できないデータがあり、通知に記載ができない医療費や、実際の自己負担額と差異が生じる場合があります。
- (例)
- ・医療機関の請求遅れやレセプト審査中の場合
 - ・医療保険適用外の費用
 - ・国や自治体から医療費助成を受けた場合
 - ・その他の理由による場合

Q3 医療費通知を活用した医療費控除(確定申告)の手続きについて教えてほしい。

- A 医療費控除(確定申告)の手続き方法については、国税庁のホームページでご確認いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

出産費・家族出産費の支給額に係る改正について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、地方公務員等共済組合法施行令の一部が改正されました。

令和4年1月1日以後の出産より、産科医療補償制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられ、出産費・家族出産費の支給額を40万4千円から40万8千円に引き上げることで、支給総額42万円を維持する改正が行われたものです。

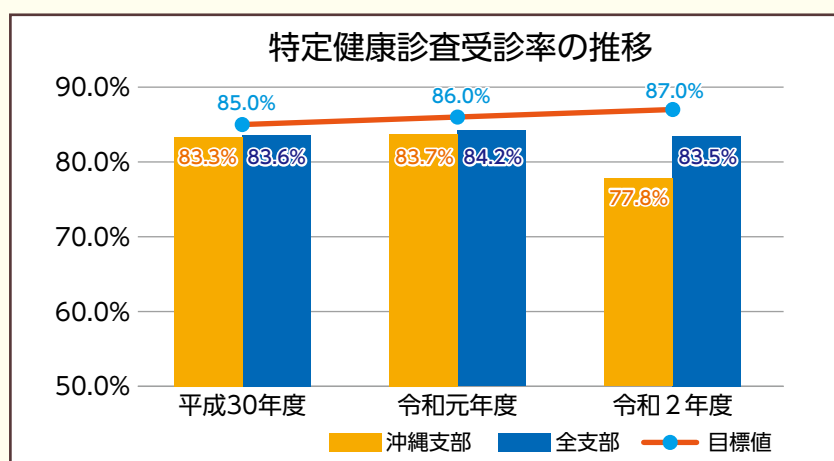
項 目	現 行	改正後	増 減
出産費・家族出産費	40万4千円	40万8千円	+4千円
加算金(3万円以内) (産科医療補償制度掛金分)	1万6千円	1万2千円	-4千円
合 計	42万円	42万円	なし

「特定健康診査・特定保健指導」のご案内・令和2年度実績

あなたの家族は「特定健康診査」を受診していますか？

令和2年度の実績の特定健康診査受診率(組合員・被扶養者等の合計)は77.8%となりました。その内訳を見てみると組合員本人の受診率は84.0%となっていますが、被扶養者等の受診率は40.4%しかありません。

組合員の皆様には、ご家族の健康管理のため、まだ、特定健康診査を受診していないご家族の方には早めに受診するようお声かけにご協力ください。対象者(40歳から75歳未満の被扶養者)の皆様には、令和3年5月に「特定健康診査受診券」を自宅宛て送付しています。受診券の有効期限は令和4年3月31日です。



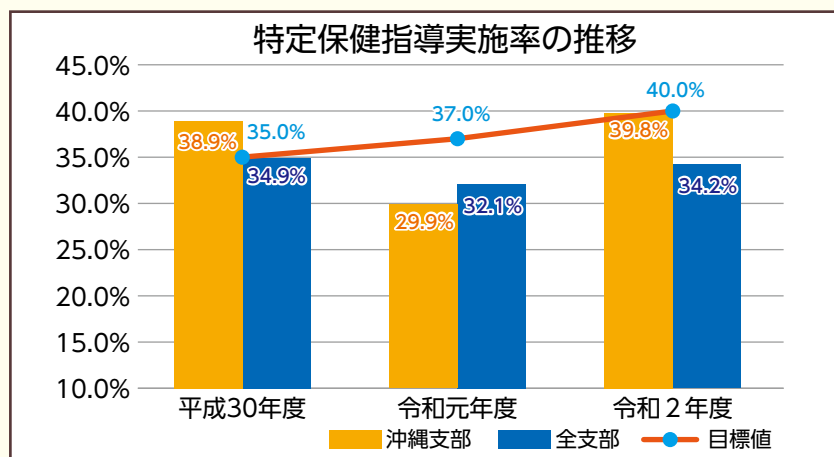
47支部中
44位

沖縄支部受診率 **77.8%**
(全支部平均 83.5%)

「特定保健指導」とは・・・？

特定健康診査(人間ドック等含みます。)の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象として、特定保健指導を実施します。特定保健指導では、専門的な知識を有する保健師、栄養士等のアドバイスを受けながら、ご自身の生活習慣の改善に向けた無理のない行動目標(計画)を作成します。その目標達成に向けて一定期間(3ヶ月以上)保健師等から電話、メール等により必要な指導(支援)を受けることになります。

当支部では、株式会社ベネフィット・ワンに訪問型特定保健指導を委託しております。職場やご自宅など、ご都合のよい場所に保健師等が出向き、個別訪問型の指導を行います。これまで多忙で受診できなかった方も、ご都合のよい時間に自宅や職場で特定保健指導を受けることができます。また、対面を伴わないスマホ等によるICT面談の特定保健指導もコロナ禍の中、需要が高まっております。健康寿命を延ばすためぜひ積極的にご利用下さい。



47支部中
21位

沖縄支部実施率 **39.8%**
(全支部平均 34.2%)

もう一度見直そう、あなたの生活習慣！

お酒の飲み過ぎや喫煙はがんや生活習慣病に悪い影響を与えます。

お酒は「百薬の長」といわれ、適度な飲酒は食欲増進や血行促進に効果がありますが、飲み過ぎは、生活習慣病のリスクを高めるなど健康障害を引き起こす原因になります。沖縄県の肝疾患による死亡率は男女ともに全国ワースト1位で、特にアルコール性肝疾患の死亡率は全国平均の2倍以上となっています。

また、飲酒行動の実態調査から、お酒を飲む回数(週に4回以上)は全国に比べて少ないものの、1回に飲む量が多いことがわかっています。(沖縄県保健医療部健康長寿課より)

当支部においては、一日あたりの飲酒量52.3%(全国平均40.9%)と全国平均を大きく上回っております。

適量でいい酒を飲むアドバイスとして、お酒と水を交互に飲む、ゆったりした気分で楽しく食べながら飲む、適量できりあげる、週2回は休肝日、定期健診は必ず受ける、などの工夫で量を抑え、適度な飲酒を心がけましょう。

喫煙習慣者は7.1%(全国平均11.0%)と全国平均を下回っていますが、がんや生活習慣病の発症率を高めるだけではありません。気管支やその先端にある肺胞に炎症を起こし、息切れやせき、たんの症状がでるCOPDは患者の約9割が喫煙者だといわれています。禁煙を始めるのに遅いことはありません。あきらめずに何度もチャレンジしましょう。



福祉保険制度「ファミリー応援金」について

組合員の方が在職中に死亡した場合または所定の高度障害状態となった場合に、一律5万円が支給されます。組合員は原則として全員加入となりますが、健康に係る告知内容に該当している必要があります。保険料負担や加入手続き書類の提出は必要ありません。

詳細については、公立学校共済組合ホームページの組合員専用ページをご覧ください。

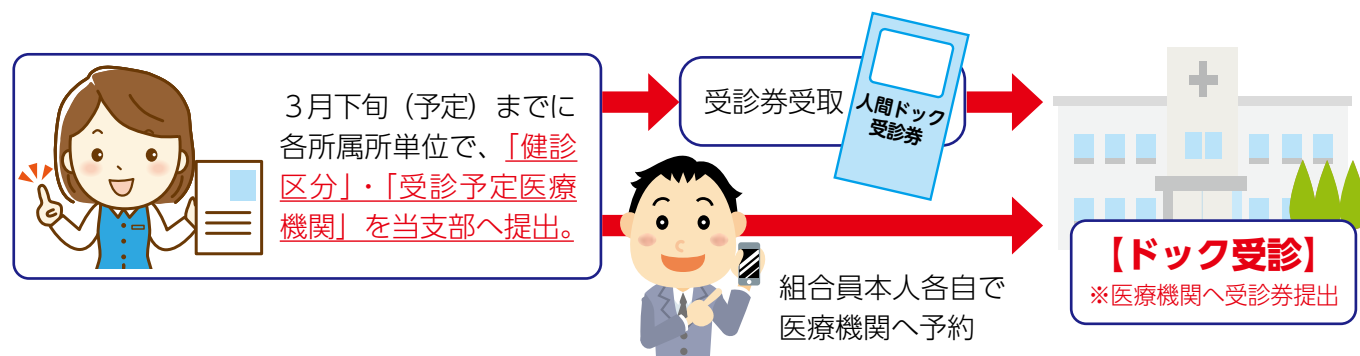
令和4年度 人間ドック等の申込みについて

対 象 者 令和4年4月1日現在資格を有し、33歳以上の組合員
※但し、臨時的任用職員及び会計年度任用職員（フルタイム勤務）は、当該年度4月1日以降1年以上の雇用期間が見込まれる者としてします。

受診期間 令和4年5月1日～令和4年12月31日まで

受診方法 令和4年度の受診希望者を2月下旬頃募集します。
3月下旬（予定）までに各所属所単位で、ご希望の「健診区分」・「受診予定医療機関」を当支部へご提出ください。

.....申込みから受診までの流れ.....



.....注 意 事 項.....

①健診区分について

受診希望申込みの際は、「1日人間ドック」か「脳ドック」のいずれか1つを選択してください。
(補助は、いずれか1つとなります)

②「受診券」について

- ☆受診希望者に対して 受診券を配付します。(4月末頃に所属あてに送付します。)
- ☆受診当日には、医療機関に必ず受診券を持参してください。
※受診券を忘れた場合は全額自己負担となります



③受診予約について

- ☆ 医療機関への予約は、医療機関に組合員本人各自で行ってください。(当支部へのドック受診希望申込みは、補助を受けるための申込みであり、予約ではありません。)
- ☆ 医療機関への予約は、受診希望日前まで可能ですが、医療機関ごとに予約可能期間が異なりますので、ご注意ください。
- ☆ 受診希望日に予約が取れない可能性もありますので、医療機関への予約は早めにお願いします。

スポーツ施設のご案内

スポーツ施設利用補助については、平成 27 年度より実施しており、今までに、多くの組合員にご利用いただいております。

年間を通してご利用いただける事業となっておりますので、さらに多くの組合員のご利用よろしくをお願いします。

スポーツ施設利用補助

利用補助指定施設

- ・スポーツパレスジスタス（美里店・浦添店・那覇店・ABLO うるま店）
- ・スポークフィットネスセンター（名護市）
- ・NB 沖縄（南風原町）

利用方法（利用補助指定施設）

各施設の受付で組合員証（保険証）を提示で、1 回 550 円で利用できます。
（組合員本人のみ。月上限 8 回まで）



スポーツ施設利用特典

利用特典指定施設

- ・スポーツクラブルネサンス・ライカム 24（北中城村）

利用方法（利用特典指定施設）

web 上で法人入会手続後、法人価格での各種特典を利用できます。
（15 歳以上の被扶養者も OK）



インフルエンザ予防接種はお済みですか？



予防接種補助事業の提出期限が近づいています。お早めに請求書をご提出ください。

- ・対象者 公立学校共済組合沖縄支部組合員
（被扶養者及び任意継続組合員を除く）
- ・接種期間 令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日
- ・提出期限 **令和 4 年 3 月 5 日（土）必着** ※窓口提出は 3 月 4 日（金）まで
- ・提出先 沖縄県教職員互助会
（※互助会未加入の方も上記へご提出ください。）
- ・補助額 インフルエンザ予防接種を受けた費用のうち 1,000 円を
年度 1 回に限り補助

※請求書等の不備がないように提出をお願いします。不備がある場合は
受付できません。



 公立学校共済組合